

船橋市条例第12号

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和5年3月28日

船橋市長 松戸 徹

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（最低基準の向上）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第3条第1項の規定の適用については、同項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「船橋市社会福祉審議会条例（平成14年船橋市条例第56号）第1条に規定する船橋市社会福祉審議会」とする。

（小規模保育事業所A型等の設備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる府令第28条第7号イ（府令第32条及び第48条において準用する場合並びに第33条第7号において引用する場合を含む。）及び第43条第8号イの規定の適用については、これらの規定中「準耐火建築物」とあるのは、「準耐火建築物（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。